

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会
令和3年度 第2回 幹事会 次第

1 報告事項

- (1) 「市町村部会」地域自立支援協議会検討プロジェクトからの依頼について
- (2) 令和3年度専門部会及びプロジェクト報告
- (3) 障がい者基幹相談支援センター 令和3年度4月～6月実績報告について
- (4) 障がい者総合相談支援センター 令和3年度4月～6月実績報告について

2 その他

令和3年度 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 年間予定

報告事項 1

地域自立支援協議会検討プロジェクトからの依頼について

市町村部会

1 趣旨

市町村部会の付託事項として「各部会及びプロジェクトであがってきた事項及び課題について検討を行う」となっています。地域自立支援協議会検討プロジェクトからの検討依頼について報告するものです。

2 経過

R3. 4. 27 第1回地域自立支援協議会検討プロジェクト

松本圏域の自立支援協議会の体制については、圏域の相談支援体制と一緒に検討する必要がある。との意見が出され、自立支援協議会及び相談支援事業の主体となる 8 市村において体制の方向性を出してほしいとの意見がありました。

7. 13 第2回市町村部会

地域自立支援協議会検討プロジェクトサブリーダー松本市障害福祉課澤田課長補佐から部会へ検討してほしいとの依頼がありました。

3 検討内容

松本障害保健福祉圏域の相談支援及び自立支援協議会の体制の方向性について

4 今後について

- (1) 第3回市町村部会（令和3年8月下旬～9月上旬頃予定）から検討をし、年度内に方向性を決め、来年度の体制について協議を進めていく。
- (2) 部会で検討した内容については、地域自立支援協議会検討プロジェクト及び相談支援体制検討プロジェクトへ報告します。

報告事項 2

専門部会・プロジェクト報告

1 趣 旨

令和3年度 各専門部会及びプロジェクトの取り組み事項について報告するものです。

2 報告内容 (P 3 ～ P 22)

- (1) こども部会
- (2) 地域移行部会
- (3) くらし部会
- (4) しごと部会
- (5) 市町村部会
- (6) 権利擁護部会
- (7) 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト
- (8) 強度行動障害児者支援検討プロジェクト
- (9) 相談支援体制検討プロジェクト

こども部会 幹事会報告

部会長：池内 泰恵（障がい者総合相談支援センターWish）

副部会長：丸山 紗耶（松本市 こども福祉課）

付託事項

	付託期間	
--	------	--

部会開催内容（令和3年8月4日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
8/4	第2回目（zoom 会議） （1） 幹事会報告 （2） 県療育部会報告 （3） 緊急時プラン作成、普及について （4） 信濃学園における現状と課題について （5） その他	（3） 緊急時プラン作成に対して報酬があるような仕組みにつながるとよい。またプランの有効性が保護者に伝わり、当事者プランの作成に繋がっていくという方向性も一つ。ケアマネジメント連絡会での紹介や、部会員それぞれの立場でできる普及活動等に取り組み、次回の部会で共有、確認することとする。 （4） 部会員である信濃学園職員より報告。詳細については別紙参照。現在松本圏域で移行を控えている高校3年生以上は3名。18歳以上の入所者への対応について、福祉型ではみなし規定の延長は行わないという国の方向がでている。圏域での仕組みや体制づくりを考えていく必要がある。 部会構成員所属機関の現状や課題について、学びを深める良い機会となった。今後も要望に応じて実施をしていく。 （5） 訪問看護ステーションあけみ野斉藤部会員より、学校看護師と訪問看護師の連携についての資料案内があった。

その他特記事項

- ・緊急時プランの作成及び普及につながる取り組みについて、今後部会で協議や取り組みを進めていく。
- ・福祉サービスのご案内6月版更新、別紙参照。（P4～P5）
- ・信濃学園からの報告、別紙参照。（P6～P10）

$$(\mathcal{F}_0, \mathcal{F}_1, \mathcal{G}_1) \in \mathcal{I}_n$$

「子どもが受けられる福祉のサービスってどんなものがあるの？」
「各種サービス紹介」
「4ページ」

ちょっとした用事のある時
に一時的にこの平仮名で表
わされる所はないのかな？
「各種サービスの紹介」
(小川 一)

「児童発達支援について」
(5ページ)

「放課後等デイサービスについて」
(6ページ)

福祉サービスを利用するには計画が必要って聞いたんだけど・・・
どうしたらいいの？
「サービス等利用計画、障害児支援利用計画について」(3ページ)

学校や環境が変わった時の
引き継ぎが難しいなあ、
「情報共有ツールについて」
【8ページ】

うちの子が福祉のサービスを使うにはどうしたらいいの？
「福祉サービスの利用手順」
(2ページ)

長期休みや放課後の過ごし方を
しよつ。
「地域生活支援事業について」
(4ページ)
「放課後等デイサービスについて」
(6ページ)

こんな時は、抱えていらっしゃるお悩みやお困りことについて、**市町村の窓口**へご相談ください。担当者が各種サービスのご紹介や、利用に必要な手続きのご説明をさせていただきます。

また、次ページ以降では、障がいのあるお子さんを支援するサービスや、親御さんのお力になれる様々なサービスを紹介しています。

療育面での支援や、放課後や日中などの預かりの機能を持つサービス等について触れていますのでご参考になさってください。

ハンズフリーで通話・音楽
伝送専用Bluetooth対応
この機能あり
つまり、WAP/MP3

1 拍摄

はしめに、**市町村窓口**にご相談ください、
必要なサービスの紹介や事業所の案内をさせていただきます。
(2ページの総合相談支援センターへご相談いただくこともできます)
※市町村の相談窓口については、3ページに掲載しています。

2 事業所の見学

ご利用を希望されている事業所に「お越しください、見学をさせていただきます」

3 申請の手続き

※クレジットがご使用が希望される場合、お住まいの市町村にクレジットにご相談ください。
 窓口では、お住まいの市を希望される方のお住まいの生活状況などについて聞き取りをさせていただきます。必要に応じてお問い合わせは、info@city-nagasaki.jp までお願いいたします。
 また、クレジットをご利用いただく際には、「利用計画」が必要になります。「利用計画」の作成を支援する専用のサービスについて、窓口にお越しの際にご相談いただけます。
 「利用計画」が不要なサービスもあります。詳しくは、窓口にて「クレジットに関するサービス」を照会ください。

4 ケア会■

市川村担当者、作業所、利用計画作成担当者と福祉サービス利用について話し合いを行います。

5 受給者証の発行

ケア会議の内容をもとに、市町村より「福祉サービス受給者証」を発行し、「家庭に届けていたし

6 聖約

「福祉サービス受給者証」がご自宅に届きましたら、ご利用される事業所へ提出のと、事務局との契約を行っていただきます。

7 補社サービス利用開始

事業所との契約に基づき、湯仕サービスのご利用が開始となります。

*児童福祉法サービスの利用者負担額については下表のとおりです。

宇名信通電機世界	4,600円
永信信通電機世界	4,600円
宇名信通電機世界 (株)5123万円未満	4,600円
宇名信通電機世界	37,200円

平成27年7月4日現在所在地に福祉サービスを利用する際には、ご本人やご家族の意向・家賃の状況等を踏まえ、どのようなサービスがどの程度必要かを検討し「サービス受利用計画書・費用計測・費用計測書（以下、利用計画書）」の提出が必要となります。（※一紙サービスを除く）

利用計画書の作成については、ご本人やご家族と面談をしながら利用計画書の作成に支援する専門の手続きがあります。なお、費用計測書の作成については、ご本人・ご家族の自己負担はありません。

詳しくは、お住まいの市町村の下記福祉課またはお電話ください。

【各市町村窓口の連絡先】

[illegible]

相談支援について

② 障がい者総合相談支援センターについて
 平成11年度に開設された。地域に密着して障がいのある元々のこどもに相談し、必要な支援と
 援助とを行う「障がい者総合支援センター」が本町初創設された。また、障害のあるこ
 ろのこどもが安心して生活できるように、障害児に対する相談窓口を一つに統一した。

【海外】中国の新興企業に投資する企業家

1. $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
 2. $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
 3. $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
 4. $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
 5. $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$

障がいのあるお子さんと、その御家族を支援するサービスの紹介

児童福祉法のサービス

- ◎児童発達支援
- ◎医療型児童発達支援
- ◎保育所等訪問支援
- ◎放課後等デイサービス
- ※5～7ページにて紹介あり



陣害者総合支援法のサービス

- ◎短期入所支援（ショートステイ）
在宅で生活されている障がい児及び難所患者等が保護者等が一時的に家庭で介護ができない時に、施設等で宿泊を伴う介護をうけることができます。
- ◎居宅系サービス
- ・**身体介護**：在宅の病児・病児及び難病患者等で、保護者等による入浴、食事、排せつ所の介護が困難な場合、ご自宅やヘルパーによる介護をうけることができます。
 - ・**行動援護**：外出時判断能力が制限されている障がい児が行動する際、危険を回避するための必要な支援、外出火災をうけることができます。

地域生活支援事業

- 地域活動支援センター事業**
創設時及び初年度に生活活動、社会との交流促進等の様々な活動を支える場として、地域活動支援センターを支援しました。
- 日中一時支援**
在宅の要介護高齢者の日中に在宅生活の継続を確保し、認知症高齢者の家族の負担を軽減及び介護負担を軽減する目的で日中の時間経過を助けます。
- 移動支援事業**
障がい者移動支援困難な要介護の高齢者等に対し、生活移動の意思、移動経路の選択、移動手段の選択等の支援、社会生活の移動を可能にする移動サービス、生活活動能力の向上、移動力の向上等の支援を行うことにより、地域に於ける高齢者の生活参加の促進を図ることを目的として、高齢者移動支援センターとして、各自治体は協賛して行っています。

※⑩印の福祉サービスの利用については、利用計画の作成が必要になります。
ここに記載されているもの以外にも様々なサービスがあります。詳しくは、市町村窓口や総合相談支援センターにご相談ください。

長野県信濃学園（福祉型障害児入所施設）

根拠法令：児童福祉法第42条第1項、長野県児童福祉施設条例

事業主体：県（指定管理者（社福） 長野県社会福祉事業団）

施設概要：障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識技能の付与の支援を目的とする施設。

平成24年4月1日の児童福祉法の一部改正施行により、従来の知的障がい児施設から移行。

信濃学園 現状と課題について

令和3年8月4日
信濃学園
越 望実

入所対象者：県が給付決定（児童相談所が作成した意見書により、保健福祉事務所が、支援するサービスの内容（決定）を行った障がい児の保護者と施設との契約により入所できる。また、児童福祉法に基づく行政処分としての措置により児童の保護を行う場合もある。

満18歳に達した後も福祉を損なう場合は、満20歳まで延長利用が可能。

事業内容：①入所利用者の支援（18歳以上入所者（いわゆる「過齡児」）は、みなし規定による経過的入所）

②在宅障害児の療育支援（短期入所、日中一時支援事業、こまくさ教室）

現状と課題

【現状】

- ①県内唯一の福祉型障害児入所施設
- ②障がいの程度に関わらず、虐待を始めとして家庭療育機能が不十分なケースの受入れ
- ③定員30名（H20/4/1付けで30名に変更）
- ④短期入所、日中一時支援事業及びこまくさ教室の実施

⑤成人施設等への移行の促進

(令和3年度18歳以上の入所者＝いわゆる「過齡児」は1名)

⑥「有期限有目標」を事業計画に明記

小集団ユニット(こまぐさ)の寮、東寮、西寮及び南寮の4寮)での生活をとっておいて、家庭的な暮らしの創生(*旧北寮(現東寮)は、南寮は未実施の状態)

⑦指定管理者による運営(平成23年度から指定管理者制度の導入)

⑧小学生のみ松本養護学校信濃学園分室へ通学(中学生及び高校生は、松本養護学校本校へ通学)、分室は、地域からの通学も受入れ

【課題】

○施設の老朽化 → 施設の全面改修・建替え等の検討(現在まで指定修繕、大規模改修等により施設を維持)

○成人施設等への移行の促進 → みなし規定の終了に伴う地域生活移行等の検討

○入所待機児童の増加 → 定員規模等の検討、入所調整方法の検討

○緊急・長期間の一時保護・短期入所の受入れ → 併設型の検討

○在宅障がい児への相談・支援 → 地域資源が充実してきたことに伴うこまぐさ教室等の必要性の検討

入所

【措置】

主な入所理由は「虐待」

家庭、児童養護施設、一時保護所から

比較的、低年齢の入所

入所時「前」から退所「後」まで、行政(主に児相)が関わる。

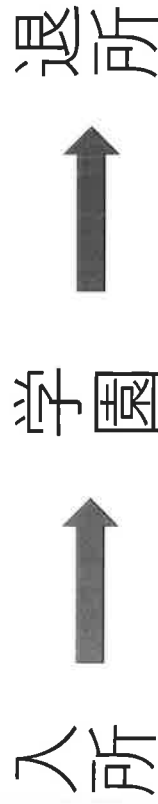
【契約】

主な入所理由は「保護者の養育力不足」

ほぼ家庭から

比較的、高学年の入所

入所から退所までの間、行政の関わりがあまりない。



退所

【措置】

家庭復帰は例が少ない。施設入所、GH等に移行する。
退所後の契約のため、未成年後見人をつけるケースもある。
行政（児相・市町村）が中心に関わる。

【契約】

家庭復帰、施設入所、GH
保護者が主導で移行先を探す。（まだ未成年の場合は保護者が契約主体となるため。）
学園に入所以降、地域の社会資源との関わりが薄くなってしまっているケースもある。

学園での生活は・・・

- ・障害児入所施設における支援は、障害に対する正確な理解、障害特性に応じた環境の提供、できる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要がある。
（入所施設の在り方に関する検討会報告書より引用）
- ・原則、支援内容は「措置」「契約」「契約」を理由として変わらない。
（個別のケースによって、適宜）
- ・必ず退所するので、次の生活の場所に向けての準備。

ここ数年の退所の実績（H28年度～）

・自宅	4	（成人1、契約1、措置2）
・GH	5	（措置2（松→松（契・保）元→松（契・後）1、元→元（契・後）1））
・他の入所施設	11	（成人6（松→別4、元→元1、元→別1）） （措置2（元→元（契・保）2）） （契約3（松→松（契・保）2元→元（契・保）1））

*成人には、未成年だが高等部を卒業した方を含む
*松：松本圏域、元：松本以外の地元の圏域、別：松本圏域ではなく、かつ、出身地以外の圏域

移行が困難だったケース

【本人の障がい特性】

- ・強度行動障害
- ・排泄面での課題
- ・他害
- ・自傷
- ・破壊

等々



- ・障がい特性上、支援に人手がとられる。
- ・建物が頑丈ではない（すぐ壊される）。
- ・今いる利用者さんへの影響が大きい。

等々

移行が困難だったケース

今、移行を控えている高校生は・・・

令和3年8月4日現在

【環境的要因】

- そもそも受け皿が少ない。（待機者数>受入可能数）
- 空きがあっても、受けてもらえない。（前ページのとおり）
- 圏域の事情（入所調整会議、地元出身者を優先等）
- 入所すると関係機関や社会資源との繋がりが切れやすくなる。（卒業後に保護者が移行先を探す動きに影響する。）
- 保護者の希望とのミスマッチ。

等々

学年	性別	圏域	借・契	支援の課題
18歳	男	松本	契約	排泄、疾患
高3	女	他圏域	措置	（後見人）
高3	女	他圏域	契約	身体障がい
高3	男	他圏域	措置	疾患、（後見人）
高3	男	松本	措置	排泄、他害、自傷、破壊、（後見人）
高3	男	松本	契約	他害

今後について：国の在り方検討会

- 18歳以上の入所者への対応（いわゆる過齢児問題）
福祉型については、現行のみなし規定（令和3年3月31日まで）の延長は行わない。
- 22歳程度までの柔軟な対応や、どうしても受け入れ困難なケースにおける対応も含めた退所後の処遇の検討
- 退所を見据えた支援のため、関係機関との連携を担うソーシャル・ワーカーの配置促進。
- （信濃学園に配置済み）
- 都道府県・市町村の連携強化
- （退所は見相中心で行う（予定））

今後について：圏域内でできること

- 圏域内で「受け皿」を増やす？（例：波田しなのハイツ）
- 人手不足なら社会福祉の従事者を増やす？
- 力量不足なら専門的な研修をする？
- 頑強な建物が必要な人が適応できる環境を整える？

今後について：信濃学園の役割

圏域で移行の「仕組み」を考え、「形」にし、「運用」する。
その全体図のなかで、取るべき役割を考えていく。

- ・社会資源としての信濃学園の役割は何か。
- ・成人の施設は、信濃学園に何を求めているのか。
- ・何をどうすれば移行が困難な児童が移行できるのか。
- ・個人の問題なのか、環境の問題なのか。

等々

みなし規定の終了に伴い、 信濃学園が考える課題や懸念

- ・みなし規定が終了した場合に、現在、在籍している18歳以上の入所者または本年度中に18歳以上となる入所者で、終了期限までに手を尽くしても移行先が見つからなかった場合の処遇をどうするのかが一番の課題・懸念材料となる。
- ・移行が決まらず退所ができない状況の場合、児童福祉法における延長規定とみなし規定の終了との整合性及び取り扱いをどう判断するのかが課題となる。移行が決まらない入所者については、児童福祉法に基づき、児童として延長することになるのか。

- ・みなし規定は終了する方向で国は進めている。確定すれば終了期限に向けて施設として移行に向けて引き続き取り組んでいくが、施設だけの取り組みや努力だけでは移行が進まないという現実がある。国としての移行の枠組みや流れ等、報酬面の制度等をどう作り、それを県や市町村また関係機関がどう進めていくかが課題となる。

地域移行部会 幹事会報告

部会長：東條 知子（ハートラインまつもと）

副部長：柳澤 忍（松本保健福祉事務所）

紅林 奈美夫（基幹相談支援センター）

付託事項

精神科病院からの地域移行の促進に向けた取り組み	付託期間	令和4年度第1回幹事会まで
障がい者施設からの地域移行の促進に向けた取り組み	付託期間	令和4年度第1回幹事会まで

部会開催内容（令和3年8月2日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
7/9	リーフレット検討チーム会議	（1）原案の検討 ・三つ折りにした場合、リーフレットを手にした方が興味を持てくさるような文面及びイラストの配置にしていく。 ・「退院」という言葉に不安感を持つ当事者もいるため、スタッフ向けの文章内のみ「退院」という言葉を使用している。 ・ピアサポーターの方からのメッセージは、当事者にとっては一番聞きたい内容でもあり、記載することは大切だという声もあった。 （2）作成の日程と経費について ・第2回部会で検討をする。第4回幹事会で協議ができるよう、作成スケジュールを組んでいく。 ・印刷費及び用紙代については、基幹スタッフ会議で検討をしていく。
7/15	第2回部会 （1）「地域移行のリーフレット」案の検討 （2）意見交換会について （3）部会員からの地域移行に関する情報提供など （4）その他	（1）リーフレット案の検討 ・入院中の当事者に、『地域で暮らしたい』と思ってもらえるような内容で、退院に向けてスタッフがどのように動いていくのかを示す内容になっていて良いと思う。次回の部会までに、部会員が修正等できるように、リーフレットのデータを共有していく。 ・第4回目の幹事会での提案に向けて、要領も合わせて検討をしていく。 （2）意見交換会について ・コロナ感染予防の観点から、今年度も開催は厳

		しい。次回の部会では、拡大部会として事例検討会を実施。 (3) 地域移行に関する情報の提供及び共有 ・松本市保健所の体制などの説明を受ける。 ・10年間入院していた方の「地域移行支援」を実施する中で、退院はゴールでなくそこから暮らし続けることを考えるために、具体的な暮らしのイメージづくりと、具体的なアセスメントをとる支援となる事業と理解した。といった部会員自身が気付きを得たという報告もあった。 (4) その他 ・紅林部会員より、県自立支援協議会「精神障がい者地域移行支援部会」の報告 …「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の協議に関する、各部会員からの報告。
--	--	---

その他特記事項

--

くらし部会 幹事会報告

部会長：海老原 晴香（基幹相談支援センター）

副部会長：林 美歩（塩尻市 福祉課）

付託事項

聞き取り調査結果から見えてきた課題解決のための活動 内容の検討・実施	付託期間	令和4年度第1回幹事会
---------------------------------------	------	-------------

部会開催内容（令和3年8月2日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
6/4	第2回部会 (1) 幹事会報告 (2) 今年度の取り組みについて (3) その他	(2) 聞き取り調査にご協力いただいた事業所に結果をお返しする。課題のボリュームが多いため、項目（テーマ）をいくつか絞り、その項目ごとにグループ分けをして検討をしていく方向。また今後、各連絡会等の場で課題を共有していく。 (3) 各事業所のコロナに関わる対応についての共有。
7/16	第3回部会 (1) 調査結果から見えてきた課題の整理 (2) その課題に対しての取り組みについて (3) 今後の進め方について (4) その他	(1) 全体で課題の項目（テーマ）について意見交換後、グループワークにて再度、意見交換実施。 課題の項目（テーマ）について ①支給決定のあり方 ②報酬 ③支援のスキルアップ (2) ①居宅介護のサービスの考え方、制度のあり方についてサービスに関わる支援者全体で統一した理解ができるような学びの機会や行政で事例の積み上げができるような事例共有の機会 ②市町村部会への検討材料、加算の取り方について各事業所で工夫していることなどの共有の機会 ③事業所が集まり、事例検討や成功事例の共有の機会、事業所としての意見をきちんと伝えることができる場としての有効な支援会議のあり方について相談支援事業所への働きかけ (3) ①～③の項目（テーマ）のそれぞれでチームを作り、今後はチームごとで取り組みについて検討を進めていく。 (4) 「ありのままでもいいじゃん会」については、コロナの収束が見込めない現状とスタッフの方の高齢化もあり、終了となったことを共有し、それぞれで周知をしていただく。

その他特記事項

--

しごと部会 幹事会報告

部会長：江原 芳英（松本市 障害福祉課）

副部会長：海老原 晴香（基幹相談支援センター）

付託事項

就労継続支援B型事業所連絡会の立ち上げ	付託期間	令和4年度第1回幹事会
就労系サービスにおける医療的ケアを要する方の受け入れについて、課題の検討を行う	付託期間	令和4年度第1回幹事会

部会開催内容（令和3年8月2日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
6/16(水)	第2回部会 1 アンケート結果の送付について 2 就労継続支援B型事業所連絡会の立ち上げについて (1) 開催方法 (2) 時期 (3) 内容 3 その他	(1) 開催方法 ・第1回は圏域全体で開催し、今後、地域毎での開催も検討。 ・場所は、圏域全体からアクセスが良いところが良い。 (2) 時期 ・秋頃開催（9～10月頃） (3) 内容 ・お互いの事業所の特徴やカラーを知るところから始める。 → より多くの事業所がお互いの事業所のことが分かるように、当日の資料として事業所紹介シートを作成する。 【第1回事業所連絡会の流れ（案）】 前半：事業所について自己紹介 後半：グループワーク…アンケートの結果を元にした話し合い → 全体で共有

その他特記事項

- ・第1回就労継続支援B型事業所連絡会の会場として、令和3年10月21日 松本市総合社会福祉センター 大会議室を予約。

市町村部会 幹事会報告

部 会 長：那須 美穂子（生坂村 健康福祉課）

付託事項

日中サービス支援型共同生活援助事業所の報告及び評価シートを作成と調整	付託期間	令和４年第１回幹事会まで
各部会、プロジェクトでこれから挙がってきた事項及び課題について検討を行う	付託期間	令和４年第１回幹事会まで

部会開催内容（令和３年８月２日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
7/13	第２回部会 (１) 地域自立支援協議会検討プロジェクト及び地域生活支援拠点等事業検討プロジェクトから (２) 幹事会報告 (３) 日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等について	(１) ・地域自立支援協議会検討プロジェクトサブリーダーより、松本圏域の相談支援及び自立支援協議会の体制について市村の方向性を出してほしい旨の依頼があり、第３回市町村部会から検討をしていくこととなった。 ・地域生活支援拠点等事業検討プロジェクトリーダーより、ひとり暮らし体験事業のコーディネート業務の令和４年度以降の体制について確認があった。各市村の意見を取りまとめ、地域生活支援拠点等事業検討プロジェクトへ報告をすることになった。 (３) 実施要領の修正を行い、評価者について他圏域を参考に次回検討を行う。

その他特記事項

・第３回部会から、松本圏域の相談支援及び自立支援協議会の体制について、市村としての方向性を年度内には決め、来年度の体制について協議を進めていく。

権利擁護部会 幹事会報告

部会長：赤羽 浩行（松本市 健康福祉部 障害福祉課）
副部会長：秦泉寺 孝（安曇野市社会福祉協議会 地域福祉課）

付託事項

権利擁護に関する状況調査を行い、課題の抽出を図る	付託期間	令和4年度第1回幹事会
--------------------------	------	-------------

部会開催内容（令和3年8月2日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
5/27	第1回部会 (1) 自己紹介 (2) 自立支援協議会について (3) 県権利擁護部会への委員の選出について (4) 令和2年度の振り返り (5) 今年度について	(3) 中信社会福祉協会の三村部会員が辞任したことに伴い、後任の圏域代表委員の選任を行った。今年度の圏域代表委員は、障がい者総合相談支援センターWishの川上部会員に決まった。今後の権利擁護部会圏域代表は1年毎交代することとし、当該年度最終回の圏域の部会において後任の選任をする。 (5) ・アンケート実施期間については、7月中に実施することを目標とする。 ・アンケート対象施設及び病院については、次の部会に対象リストを提示できるようにする。 ・アンケートの回収方法と集計方法の検討については、対象病院及び施設のリスト数を見て、どれほどのコストがかかるかを試算してみる。その上で、アンケートの手法について検討をし、コストをカバーできる財源がないか精査する。
7/7	第2回部会 (1) アンケート内容について (2) アンケート送付について (3) その他	(1) アンケート内容については、第1回幹事会でご意見をいただいた部分の修正を行った。 (2) アンケート送付については、部会には通信費等の予算がない為、部会員で通信費を分担しアンケート用紙を送付することとなった。アンケート用紙等の発送は7月26日を目標とし、それまでに必要な資材（鑑文・アンケート用紙・返信用封筒・発送用封筒）を各部員に送付する。また、アンケートの記入方法については、前回の部会で回答用紙を別に作るとの結論を得たが、回答者の負担を考慮し、アンケート用紙への直接記入とするこ

		ととなった。 (3) 次回の部会でアンケート結果の集計作業を行う。オープンクエスチョンの項目についての集計方法は、9月部会で改めて検討をする。
--	--	---

その他特記事項

- ・アンケート実施期間は、令和3年8月上旬～令和3年8月下旬（予定）とする。
- ・アンケート結果公表は、令和3年10月を目途に自立支援協議会ホームページで行う。

地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト 幹事会報告

プロジェクトリーダー：田崎 由佳理（安曇野市 福祉課）

サブリーダー：東條 知子（基幹相談支援センター）

付託事項

地域生活支援拠点等事業の強化・充実に向けた検討	付託期間	令和 6 年度第 1 回幹事会
-------------------------	------	-----------------

部会開催内容（令和 3 年 8 月 2 日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
7/20	第 2 回プロジェクト会議 （通常メンバーによる zoom 会議） （1）令和 4 年度ひとり暮らし体験事業の運営体制について （2）空所確保事業の開始に向けての確認 （3）台帳整備について （4）その他	（1） ・基幹センターの職員配置の適正化が最重要課題ではあるが、これについては相談支援体制検討PJにて検討中のため、来年度以降も現状の体制の場合にどうするかを今回の議題とした。 ・ひとり暮らし体験事業のコーディネート業務について市町村部会にて検討の結果、3 市は対応可能だが 5 村は人員配置的に難しいとの報告があった。 ・協議の結果、件数も少ない中で 5 村については基幹相談支援センターの機能強化コーディネーターが対応をすることとした。 （2）9 月中のコロナ感染状況をみて確認をしていく。第 3 回プロジェクト開催前に事業所を対象としたアンケートを実施し、第 3 回プロジェクト会議にて決定をする方向で考えたい。 （3） ・通知等がまだ実施されていない市村もあるため、8 市村で足並みをそろえることが必要であり、また拠点事業として地域からの期待もあるため、台帳整備に取り組む姿勢が必要との意見があった。 ・台帳整備の内容と進捗については、市町村部会で確認し改めて報告を受けることとなった。 （4） ・ひとり暮らし体験事業実施事業所（ハートラインまつもと）から、課題として市村による利用頻

		度の違い、より実情に近い利用エリアごとの設置検討が挙げられた。 ・聴覚障害の方の見学を通して、合理的配慮ができる体験の場の設置も課題として出された。
--	--	---

その他特記事項

- ・第3回目のプロジェクト開催前に、空床確保事業についてのアンケートを実施する予定。

強度行動障害児者支援検討プロジェクト 幹事会報告

プロジェクトリーダー：田中 雄一郎（山形村社会福祉協議会）

サブリーダー：直井 光世（松本市西部福祉課）

東條 知子（基幹相談支援センター）

付託事項

松本圏域における強度行動障がい者（児）実態調査	付託期間	令和2年4月～令和4年3月末
地域生活を支えるための社会資源づくりを目指す取り組みの検討と提案	付託期間	令和2年4月～令和4年3月末

部会開催内容（令和3年8月10日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
8/6	第2回プロジェクト会議 アンケート調査経過報告 実践事例報告	※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、対面の予定をウェブとウェブ参加が難しい方向けの実会場のハイブリッド方式で開催をした。 ・強度行動障害児者支援事業所アンケート調査の中間報告を行った。 ・強度行動障害児者への支援について、事例報告を基に共有をはかった。（今回は土屋訪問介護事業所 松本より、県外の事例も含めた支援の現状報告をいただいた）

その他特記事項

--

相談支援体制検討プロジェクト 幹事会報告

プロジェクトリーダー：澤田 昌宏（松本市 障害福祉課）
 サブリーダー：寺島 康一（障がい者総合相談支援センター あるぷ）
 臼井 尚子（社会福祉法人 信濃友愛会）

付託事項

本圏域における相談支援体制について検討をしていく	付託期間	令和4年度 第1回幹事会
--------------------------	------	--------------

部会開催内容（令和3年8月2日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
7/29	第2回プロジェクト会議 （1）相談支援体制についての市村の考え （2）相談支援の人材育成 （3）障害者相談支援の役割について （4）その他	（1）プロジェクト開催前に松本市、塩尻市、安曇野市で相談支援体制について話し合いを行ったため、プロジェクトメンバーに対し報告を行った。 3つの総合相談支援センターについては、既に設置をされている3センターと筑北3村に1つ設置をするのはどうか、といった意見があった。しかし、筑北3村が単独で総合相談支援センターを立ちあげることは人員的、予算的にも厳しいのかもしれないといった声もあった。基幹相談支援センターについては、4つのエリアに割り振ることは厳しいのではないかという結論に至った。 今後も話し合いを通して意見を取りまとめ、方向性を詰めていく。 プロジェクトとして、年度内に方向性を決め、来年度の体制について協議を進めていく。 （2）相談支援の人材育成について、プロジェクトメンバーから意見を聞いた。 今後は基幹相談支援センターと行政が一体となって、圏域のレベルアップを図っていただきたいといった行政や基幹相談支援センターに対する希望の声や、各指定相談の中で人材を育成していく環境をつくらないと人材は育たないのではないかと、との声があった。 （3）行政、基幹相談支援センター、総合相談支援センター、主任相談支援専門員、療育コーディネーター、発達障がいサポートマネージャー、就業・生活支援センター等から、障害者相談支援の役割

		について意見を聞いた。 基幹相談支援センターの体制や、相談する側にとって分かりやすい相談支援の体制をつくるための整理の必要性について意見があがった。 （４）事前に各自で記載をしていただいた記入シートをコア会議の場で共有し、次回のプロジェクトへ繋げていくこととなった。
--	--	--

その他特記事項

今後も３市との話し合いやコアメンバーとの会議を通して意見を取りまとめ、方向性を詰めていく。プロジェクトとして、年度内に方向性を決め、来年度の体制について検討を進めていく。

報告事項 3

障がい者基幹相談支援センター 令和 3 年度 4 月～6 月実績報告について

1 趣 旨

令和 3 年度 4 月から 6 月までの障害者基幹相談支援センターの相談実績について報告をするものです。

2 報告内容 (P 24)

(1) 令和 3 年度 4 月～6 月実績報告

[月] 全 月 [市町村] 指定なし

障 害 別

[延人数]

障 害 種 別	視覚 障害	聴覚 障害	肢体 不自由 障害	内臓 障害	高次 脳機能 障害	知的 障害	自閉 症等	ADHD	発達 障害	LD	知的 その他	統合 失調	人格 障害	神経 症	うつ	依存 症	精神 その他	重複 (身体)	重複 (心)	重複 (身・知)	重複 (身・精)	重複 (知・精)	重複 (身・知・精)	特定 疾患	難病	不明	計
重度			38	4	9	8	60	2				114			11		5			13		1					265
中度						172	22					58			7		23	1			8	18					309
軽度			14			105	1	14	16	2	96	8															256
不明						30	34		25			35				3	10								36	140	313
計			52	4	9	315	117	16	41	2	96	215			18	3	38	1		13	8	19			36	140	1143

年 齢 階 層 別

[延人数]

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6-11 歳	12- 14歳	15- 17歳	18- 19歳	20- 29歳	30- 39歳	40- 49歳	50- 59歳	60- 64歳	65歳 以上	不明	計
						3	1	26	266	141	420	132	12	7	135		1143

活 動 内 容 別

活動内容 1	延人数	活動内容 2	延人数
家庭訪問	36	個別相談	370
他機関訪問	30	連絡調整	439
来所	92	関係者会議	28
同行	38	直接支援	292
電話	378	モニタリング	23
メール・FAX	69	当事者会等参加	11
個別支援会議	66	社会資源	14
関係機関との連携	586	研修会等参加	6
情報収集・情報発信	16	研修会等運営・講師	15
その他	51	会議参加	111
		会議運営	35
		その他	18
計	1362	計	1362

相 談 内 容 別

相談内容 1	延人数	相談内容 2・3	延人数
福祉サービスに関すること		福祉サービスに関すること	180
障害や病状の理解に関すること		障害や病状の理解に関すること	106
健康・医療に関すること		健康・医療に関すること	140
情緒・心理に関すること		情緒・心理に関すること	370
保育・教育に関すること		家族に関すること	149
家族に関すること		人間関係に関すること	30
人間関係に関すること		家計・経済に関すること	71
家計・経済に関すること		生活技術に関すること	58
生活技術に関すること		就労に関すること	125
就労に関すること		自立支援協議会に関すること	34
余暇活動に関すること	1	退院・退所支援に関すること	144
権利擁護に関すること		居住支援に関すること	98
年金相談に関すること	11	普及・啓発に関すること	13
住居に関すること		専門指導・人材育成に関すること	64
退院・退所に関すること		権利擁護・虐待防止に関すること	27
基幹相談支援センター事業に関すること	1066	地域課題・社会資源に関すること	89
総合相談支援センター事業に関すること	284	緊急時対応に関すること	3
その他に関すること		台帳整備に関すること	2
		ひとり暮らし体験事業に関すること	25
		その他に関すること	102
計	1362	計	1830

報告事項 4

障がい者総合相談支援センター 令和 3 年度 4 月～6 月実績報告について

1 趣 旨

令和 3 年度 4 月から 6 月までの障がい者総合相談支援センターの相談実績について報告をするものです。

2 報告内容 (P 26 ～ P 29)

(1) 令和 3 年度 4 月～6 月実績報告 あるぷ・Wish・ボイス 報告事業所：ボイス

総合相談支援センターの状況について＜令和3年度4月～6月相談実績報告＞

松本圏域障がい者総合相談支援センターボイス

1 ボイスでの相談実績報告

・新規の相談は延べ24件あった。そのうち、お話を聞かせていただく中で継続相談ケースとなったものが6件あった。

・相談内容の傾向としては、7040問題、8050問題のケースが多く、親亡き後を考えての相談が目立っている。また、就労継続支援B型やグループホームの利用など、障害福祉サービスの利用に繋いだケースもあるし、面談を繰り返す中で本人のニーズを一緒に整理しているケースもある。

・また福祉サービス利用を家族の考えで終了されたケースについては、虐待リスクも高かったために行政とも相談し、障害年金の申請支援をきっかけにボイスとしてつながりを作ったケースがあった。家族だけが抱えるケースにおいて虐待防止につなげていくことも、相談支援の役割であると実感する取り組みになった。

・ボイスでは、基幹センター機能強化コーディネーターとともに、グループホーム連絡会や二村（山形村・朝日村）連絡会、療育ネットワーク会議やケアマネジメント連絡会の開催をしている。それぞれの会には行政の参加もあり、助言や報告を受けることが出来る。また、地域の課題の共有ができています。定期的に開催をすることにより関係機関同士のつながりの強化及び連携に繋げることができています。

特にケアマネジメント連絡会においては、各事業所から状況や課題については発言いただく事と、担当事業所を決め事例検討を実施している。様々な事例を知ることにより他事業所の様子や支援をお互いに学ぶ機会になっている。令和3年6月には、100回目を迎えることになった。

今後も、必要とされる会の運営及び継続をボイスとして積極的に進めていきたいと考えている。

2 総合相談支援（圏域全体）の相談について

・相談の傾向としては、「措置入院からの退院後の生活の相談」、「発達障害や不安障害のある方の相談」、「高校生の学校における不適應の方の相談」が多かった。

・行動障害の方、来年度の見通しが具体的に立たない方の相談、家庭環境の変化で課題が顕在化しているケース。

・医療機関からの退院ケース、ケアマネジャーとの情報共有を実施しているケース、診断がついていない方々からの相談。

[月] 全 月 [市町村] 指定なし

障 害 別																				[延人数]					
障 害 程 度	視覚 障害	聴覚 障害	肢体 不自由 障害	内部 障害	高次 脳機能 障害	知的 障害	自閉 症等	ADHD	7歳 未満 LD	知的 その他	統合 失調	人格 障害	神経 症	うつ 症	依存 症	精神 その他	重複 (身体)	重複 (身体・ 知能)	重複 (身体・ 知能・ 精神)	重複 (身体・ 知能・ 精神)	特定 疾患	難病	不明	計	
重度			1		1	18	10		6	8	5								2						51
中度				5		18	17		3	1	115					1					2				162
軽度						135	16	15	3							2									171
不明			7				20	9	20		2		3	25		12						1	211		310
計			8	5	1	171	63	24	32	9	122		3	25		15		2			2	1	211		694
年 齢 階 層 別																				[延人数]					
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6-11 歳	12- 14歳	15- 17歳	18- 19歳	20- 29歳	30- 39歳	40- 49歳	50- 59歳	60- 64歳	65歳 以上	不明								計	
										57	15	217	57	35	98	215								694	
活 動 内 容 別																									
活動内容 1										延人数					活動内容 2							延人数			
家庭訪問										30					個別相談							454			
他機関訪問										22					連絡調整							174			
来所										68					関係者会議							20			
同行										22					直接支援							61			
電話										172					モニタリング							5			
メール・FAX										10					当事者会等参加										
個別支援会議										18					社会資源							3			
関係機関との連携										388					研修会等参加							6			
情報収集・情報発信										1					研修会等運営・講師										
その他										21					会議参加							15			
															会議運営							9			
															その他							5			
計										752					計							752			
相 談 内 容 別																									
相談内容 1										延人数					相談内容 2・3							延人数			
福祉サービスに関すること										343					福祉サービスに関すること							31			
障害や病状の理解に関すること										1					障害や病状の理解に関すること										
健康・医療に関すること										98					健康・医療に関すること							38			
情緒・心理に関すること										61					情緒・心理に関すること							23			
保育・教育に関すること										37					家族に関すること							17			
家族に関すること										11					人間関係に関すること										
人間関係に関すること															家計・経済に関すること							12			
家計・経済に関すること										24					生活技術に関すること							2			
生活技術に関すること										5					就労に関すること							11			
就労に関すること										34					自立支援協議会に関すること							1			
余暇活動に関すること															退院・退所支援に関すること							7			
権利擁護に関すること															居住支援に関すること							1			
年金相談に関すること										50					普及・啓発に関すること										
住居に関すること										4					専門指導・人材育成に関すること										
退院・退所に関すること										17					権利擁護・虐待防止に関すること										
基幹相談支援センター事業に関すること															地域課題・社会資源に関すること										
総合相談支援センター事業に関すること										54					緊急時対応に関すること										
その他に関すること										13					台帳整備に関すること										
															ひとり暮らし体験事業に関すること										
															その他に関すること							6			
計										752					計							149			

[月] 全 月 [市町村] 指定なし

障 害 別																				[延人数]							
障害 程度	視覚 障害	聴覚 障害	肢体 不自由 障害	内部 障害	高次 脳機能 障害	知的 障害	自閉 症等	ADHD	7Xハ ルパー LD	知的 その他	統合 失調	人格 障害	神経 症	うつ	依存 症	精神 その他	重複 (身体)	重複 (心)	重複 (身・ 知)	重複 (身・ 知・ 精)	重複 (身・ 知・ 精)	特定 疾患	難病	不明	計		
重度			56	6	82	139	12			46	2				22	132		17								514	
中度			16			228	36	20	10	2	117			106	7	116		48	77	13			4			800	
軽度			4			401	74	7	4		14					44				8						556	
不明						74	242	30	30		91		2	125	10	245							16	542	1407		
計			76	6		785	491	69	44	2	268	2	2	231	39	537		65	77	21			20	542	3277		
年 齢 階 層 別																				[延人数]							
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6-11 歳	12- 14歳	15- 17歳	18- 19歳	20- 29歳	30- 39歳	40- 49歳	50- 59歳	60- 64歳	65歳 以上	不明									計		
										6	223	616	597	524	531	235	1	544									3277
活 動 内 容 別																											
活動内容 1										延人数					活動内容 2					延人数							
家庭訪問										61					個別相談					1540							
他機関訪問										77					連絡調整					1401							
来所										172					関係者会議					19							
同行										110					直接支援					350							
電話										1313					モニタリング					11							
メール・FAX										362					当事者会等参加												
個別支援会議										75					社会資源					3							
関係機関との連携										1213					研修会等参加					2							
情報収集・情報発信										9					研修会等運営・講師												
その他										83					会議参加					73							
															会議運営					9							
															その他					67							
計										3475					計					3475							
相 談 内 容 別																											
相談内容 1										延人数					相談内容 2・3					延人数							
福祉サービスに関すること										856					福祉サービスに関すること					479							
障害や病状の理解に関すること										426					障害や病状の理解に関すること					815							
健康・医療に関すること										142					健康・医療に関すること					82							
情緒・心理に関すること										397					情緒・心理に関すること					353							
保育・教育に関すること										19					家族に関すること					174							
家族に関すること										97					人間関係に関すること					41							
人間関係に関すること										76					家計・経済に関すること					121							
家計・経済に関すること										176					生活技術に関すること					93							
生活技術に関すること										97					就労に関すること					143							
就労に関すること										413					自立支援協議会に関すること					16							
余暇活動に関すること										72					退院・退所支援に関すること					74							
権利擁護に関すること										69					居住支援に関すること					31							
年金相談に関すること										8					普及・啓発に関すること					3							
住居に関すること										191					専門指導・人材育成に関すること					1							
退院・退所に関すること										97					権利擁護・虐待防止に関すること					20							
基幹相談支援センター事業に関すること															地域課題・社会資源に関すること					124							
総合相談支援センター事業に関すること										109					緊急時対応に関すること												
その他に関すること										230					台帳整備に関すること												
															ひとり暮らし体験事業に関すること					6							
															その他に関すること					14							
計										3475					計					2590							

[月] 全 月 [市町村] 指定なし

障 害 別																							[延人数]				
障害程度	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	高次脳機能障害	知的障害	自閉症等	ADHD	7スペル障害	LD	知的その他	統合失調	人格障害	神経症	うつ	依存症	精神その他	重複(身体)	重複(重心)	重複(身・知)	重複(身・知・精)	重複(身・知・精)	特定疾患	難病	不明	計	
重度			2	12		17	1		5			18			4		4				4				8	75	
中度			32			77	4					19		8	2		50			30			9			231	
軽度						93	29		35		38	3			8		2									208	
不明			11				37	17		2		34		1	9		12			13					105	241	
計			45	12		187	71	17	40	2	38	74		9	23		68			30	17		9		113	755	
年 齢 階 層 別																							[延人数]				
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6-11歳	12-14歳	15-17歳	18-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65歳以上	不明											計
						2	26	17	127	94	186	149	25	4	125												755
活 動 内 容 別																											
活動内容 1										延人数					活動内容 2										延人数		
家庭訪問										29					個別相談										442		
他機関訪問										35					連絡調整										119		
来所										158					関係者会議										19		
同行										17					直接支援										161		
電話										277					モニタリング										2		
メール・FAX										27					当事者会等参加										9		
個別支援会議										25					社会資源										4		
関係機関との連携										232					研修会等参加										10		
情報収集・情報発信										15					研修会等運営・講師										1		
その他										49					会議参加										61		
															会議運営										10		
															その他										26		
計										864					計										864		
相 談 内 容 別																											
相談内容 1										延人数					相談内容 2・3										延人数		
福祉サービスに関すること										182					福祉サービスに関すること										42		
障害や病状の理解に関すること										21					障害や病状の理解に関すること										23		
健康・医療に関すること										15					健康・医療に関すること										16		
情緒・心理に関すること										194					情緒・心理に関すること										65		
保育・教育に関すること										17					家族に関すること										51		
家族に関すること										52					人間関係に関すること										29		
人間関係に関すること										19					家計・経済に関すること										10		
家計・経済に関すること										11					生活技術に関すること										16		
生活技術に関すること										11					就労に関すること										24		
就労に関すること										74					自立支援協議会に関すること										3		
余暇活動に関すること										25					退院・退所支援に関すること												
権利擁護に関すること										5					居住支援に関すること										2		
年金相談に関すること										15					普及・啓発に関すること										1		
住居に関すること										20					専門指導・人材育成に関すること												
退院・退所に関すること															権利擁護・虐待防止に関すること												
基幹相談支援センター事業に関すること															地域課題・社会資源に関すること												
総合相談支援センター事業に関すること										50					緊急時対応に関すること												
その他に関すること										153					台帳整備に関すること												
															ひとり暮らし体験事業に関すること										1		
															その他に関すること										41		
計										864					計										324		

令和3年度 松本圏域自立支援協議会の年間予定

月	自立支援協議会	幹事会	専門部会 プロジェクト
4			4/21 地域移行部会 4/22 くらし部会 4/27 地域自立支援協議会検討プロジェクト
5		5月下旬 第1回幹事会	5/7 強度行動障害児者支援検討プロジェクト 5/11 市町村部会 5/14 こども部会 5/18 相談支援体制検討プロジェクト 5/20 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト 5/27 権利擁護部会 6/4 くらし部会 6/16 しごと部会
6			
7	7月9日第1回 協議会		7/15 地域移行部会 7/16 くらし部会
8		8月20日第1回 幹事会	8/4 こども部会 8/6 強度行動障害児者支援検討プロジェクト
9			9/9 権利擁護部会 9/13 くらし部会 9/15 地域移行部会
10		10月中旬 第3回幹事会	
11	11月上旬 第2回 協議会		
12			
1			
2		2月上旬 第4回幹事会	
3	3月中旬 第3回協議会		